

## ユアサイドニュース 8月号

10月に最低賃金額が改定されます。最低賃金法違反に注意しましょう。

各都道府県に設置された地方最低賃金審議会が令和元年度の最低賃金額を審議しました。そして今回の審議結果を受けて改定額を取りまとめた資料が厚労省より発表されました。今後は各都道府県労働局長が最終決定を行い、10月1日以降順次発効される予定です。

下記主な都道府県の改定状況です。

都道府県名	答申された改定額	発効予定日	※全国加重平均
東京	1,013(+28)	令和元年10月1日	901円(+27円)
神奈川	1,011(+28)	令和元年10月1日	※最低/最高: 790/1,013円
大阪府	964(+28)	令和元年10月1日	
愛知県	926(+28)	令和元年10月1日	今回は東京・神奈川でついに全国初の1,000円越えとなりました。
栃木県	853(+27)	令和元年10月1日	高校生のアルバイトや、試用期間の月給者に対しても東京の場合
茨城県	849(+27)	令和元年10月1日	は時給1,013円以上支給しなければ違法となってしまう。
沖縄県	790(+28)	令和元年10月3日	

ければ違法となってしまう。特に月給者は見落としがちですので、東京の例(1,013円)を元に時給の算出方法を確認してみましょう。

東京の事業所勤務 月平均所定労働時間 168H 【給与内訳】 ・基本給 165,000円 ・家族手当(扶養人数×5,000円) 10,000円 ・役職手当 5,000円 ・固定残業手当 38,000円(30H分) ・通勤費 9,000円 総支給額 227,000円
---

時給換算時に基礎となる金額は内訳のうち、基本給と役職手当の計 170,000円となります。役職や資格など業務に関する手当以外は原則対象外です。この場合時給は170,000÷月平均所定労働時間 168H=1,011.90...円となり、令和元年の東京都最低賃金額は1,013円のため、最低賃金を下回っています。

少なくとも1,013円×月平均所定労働時間 168H=170,184円でなければ違法となる上、上記の場合は固定残業手当の見直しも必要となります。

最低賃金法には事業主に周知義務があり、賃金額が満たない違反に対しては罰則(50万円)もあります。改定前の今、掲出している求人給与なども併せて確認をしてみましょう。

※自社で雇用している派遣社員が他県で勤務している場合や事業所が県を跨いで複数ある場合は、勤務地ごとの地域最低賃金額を払う必要がありますのでご注意ください。